

申請審査手数料等一覧

開発行為許可申請の審査等の手数料は、市で発行する納付書によって納入して下さい。
 なお、県証紙によるお支払いはできませんので、ご注意下さい。

1 開発行為許可申請審査手数料（法第 29 条）

| 申請事項 開発区域等の面積 | 自己の居住用 | 自己の業務用 | その他 |
|--|-----------|-----------|-----------|
| (※1) 1,000 m ² 未満 | 8,600 円 | 13,000 円 | 86,000 円 |
| (※1) 1,000 m ² 以上～3,000 m ² 未満 | 22,000 円 | 30,000 円 | 130,000 円 |
| 3,000 m ² 以上～6,000 m ² 未満 | 43,000 円 | 65,000 円 | 190,000 円 |
| 6,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満 | 86,000 円 | 120,000 円 | 260,000 円 |
| 10,000 m ² 以上～30,000 m ² 未満 | 130,000 円 | 200,000 円 | 390,000 円 |
| 30,000 m ² 以上～60,000 m ² 未満 | 170,000 円 | 270,000 円 | 510,000 円 |
| 60,000 m ² 以上～100,000 m ² 未満 | 220,000 円 | 340,000 円 | 660,000 円 |
| 100,000 m ² 以上～ | 300,000 円 | 480,000 円 | 870,000 円 |

(※1) 那須塩原市では 3,000 m²未満の開発行為について許可申請を必要とすることはありませんが、変更許可申請審査手数料の額を算出する参考として記載しています。

2 開発行為変更許可申請審査手数料（法第 35 条の 2）

| 変更内容 | 手数料 |
|---|--|
| ① 設計変更（ただし、区域編入のみに該当する場合を除く）及び区域の縮小 | 区域面積（縮小の場合は縮小後の面積）に応じた開発許可申請審査手数料の額に 10 分の 1 を乗じた額 |
| ② 区域編入（区域の編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる事項の変更） | 編入する区域の面積に応じた開発許可申請審査手数料の額 |
| ③ その他の変更 | 10,000 円 |

変更内容に応じて、上記の額を合算した額が変更許可申請審査手数料となります。なお、区域の編入と縮小を同時に行う場合もそれぞれの手数を合算した額になります。

また、合算した額が 870,000 円を超えるときは 870,000 円となります。

3 その他の手数料

| 申請事項 | 手数料 | | |
|---|-----------------|--------------------------|---------|
| 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請 （法第 41 条第 2 項ただし書き） | 46,000 円 | | |
| 予定建築物以外の建築等許可申請（法第 42 条第 1 項ただし書き） | 26,000 円 | | |
| 開発許可を受けた地位の承継の承認申請（法第 45 条） | 自己の居住用 | 1,700 円 | |
| | 自己の業務用 | 10,000 m ² 未満 | 1,700 円 |
| | | 10,000 m ² 以上 | 2,700 円 |
| その他 | 17,000 円 | | |
| 開発登録簿の写しの交付（法第 47 条第 5 項） （登録簿と土地利用計画図の写し 1 組で 1 件とし、単体での写しの交付は行いません。） | 1 件につき 470 円 | | |